

第二次山口市再犯防止推進計画

令和7年度 ➡ 令和11年度
(2025 年度) (2029 年度)

令和7年3月
山口市

はじめに

全国の刑法犯の認知件数は、平成 14 年をピークとして減少傾向にあり、令和 3 年には、戦後最少の約 57 万件となる一方で、検挙人員に占める再犯者の比率(再犯者率)が約 50%に及んでおり、この「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

こうした中、平成 28 年 12 月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されたことを受けまして、山口県においては、平成 31 年 3 月に「山口県再犯防止推進計画」が策定され、本市におきましても、犯罪をした人等が、社会において孤立することなく住民の理解と協力を得て、再び社会の一員となれますよう支援する「山口市再犯防止推進計画」を策定いたしました。その後、計画の進行管理及びネットワーク構築等を目的とし、国関係機関をはじめ、更生保護関係団体や市民からの様々な相談に対応されている相談支援機関等からなる山口市再犯防止推進協議会を設置し、再犯防止の取組を推進してまいりました。

犯罪のない明るい社会を築くことは、誰もが願うところでございますが、犯罪をした人等の中には、貧困や障がい、高齢、家庭環境等の様々な要因により立ち直りに多くの困難を抱えている方もおられます。そこで、誰もが住み慣れた地域で、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現には、地域住民と関係機関・更生保護関係団体等が協力・連携していくことが重要となります。

この度、第一次計画の計画期間が満了することから、山口市再犯防止推進協議会の委員の皆様の御意見をもとに「第二次山口市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

本計画では、第一次計画で掲げた 6 つの重点項目を継承し、関係機関や更生保護関係団体等との連携を深め、市民の皆様と一緒に、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援してまいります。また、矯正施設所在自治体会議などの議論や意見交換等を通じ、先進的な取組について研究し、再犯防止の視点を施策に取り入れ、市民が犯罪による被害を受けることがない安全・安心な地域社会づくりを進めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、それぞれの立場から貴重な御意見や御提言をいただきました山口市再犯防止推進協議会の委員の皆様をはじめ、御協力いただきました関係各位並びに市民の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和 7 年 3 月

山口市長　伊藤和貴



目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制等	3

第2章 再犯防止をとりまく状況について

1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率等	5
2 山口刑務所の入所の状況	6

第3章 取組の概要

1 基本的な考え方	7
2 重点項目	9

第4章 取組の推進

1 重点項目①「就労支援」	10
2 重点項目②「居住支援」	12
3 重点項目③「生活支援」	14
4 重点項目④「学校等と連携した修学支援等」	15
5 重点項目⑤「関係機関・団体等とのネットワーク構築」	16
6 重点項目⑥「広報・啓発」	17

第5章 成果指標

1 刑法犯検挙者中の再犯者数を20%以上減少させる	19
---------------------------	----

資料編

・山口市再犯防止推進協議会設置要綱	20
・用語解説	

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年をピークとして減少傾向にあり、令和3年には、戦後最少の約57万件となる一方で、検挙人員に占める再犯者の比率（再犯者率）が約50%に及ぶなど、安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向け、「再犯」をどのように防ぐかが重要課題となっています。

こうした中、平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「法」という。）では、「再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すること」が法の目的とされ、地域の実情に応じた施策の策定とその実施の責務や地方再犯防止推進計画の策定が明示されました。

本市では、令和2年3月に策定した「山口市再犯防止推進計画」に基づき、再犯防止の取組を推進してきたところであり、法の目的と今般の第二次国計画の策定を踏まえ、犯罪をした人等に対する社会への立ち直りのための就労支援や居住支援、地域における包摂の推進等により、あらゆる人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、市民が犯罪による被害を受けることがない安全・安心なまちづくりに関係機関や地域住民等が一体となって取り組む「第二次山口市再犯防止推進計画」を策定するものです。

■再犯の防止等の推進に関する法律（一部抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（国等の責務）

第4条 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

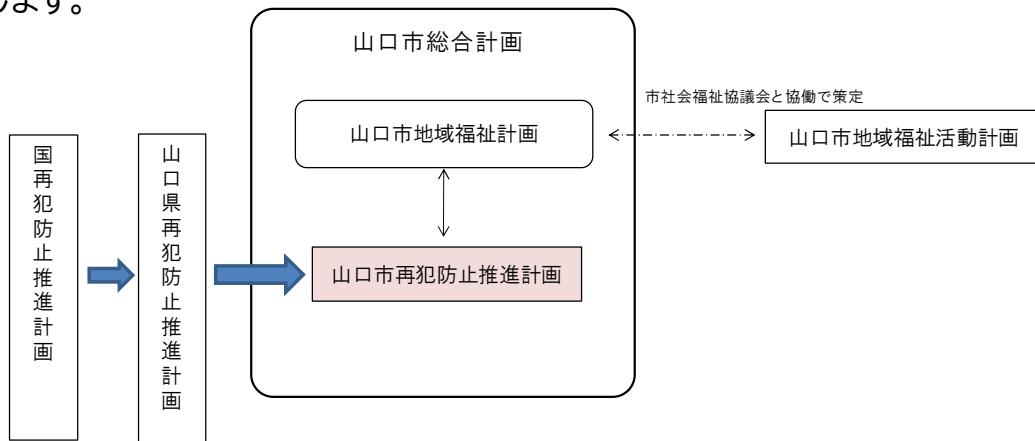
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の位置づけ

法第8条に基づく地方再犯防止推進計画として「山口市再犯防止推進計画」を策定します。



3 計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、社会情勢の変化や、国・県の計画の見直し、計画に対する本市における今後の取組状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

■各計画の計画年度

年 度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
山口市総合計画 (まちづくり構想)					[H30～R9]						[R10～R19]	
山口市総合計画 (まちづくり計画)		[H30～R4]				[R5～R9]					[R10～R14]	
山口市地域福祉計画・ 山口市地域福祉活動計画		[H30～R4]				[R5～R9]					[R10～R14]	
山口市再犯防止推進計画				[R2～R6]					[R7～R11]			
山口県再犯防止推進計画				[R1～R5]					[R6～R10]			
国再犯防止推進計画			[H30～R4]						[R5～R9]			

4 計画の策定体制等

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、再犯防止推進法の規定に基づき策定した山口市再犯防止推進計画の進行管理及びネットワークの構築等を目的として設置した山口市再犯防止推進協議会において、第二次計画の策定を進めました。

委員には、国関係機関をはじめとして、更生保護関係団体や市民からの様々な相談に対応されている相談支援機関などから構成されています。

■山口市再犯防止推進協議会設置要綱

【委員構成】（21名）

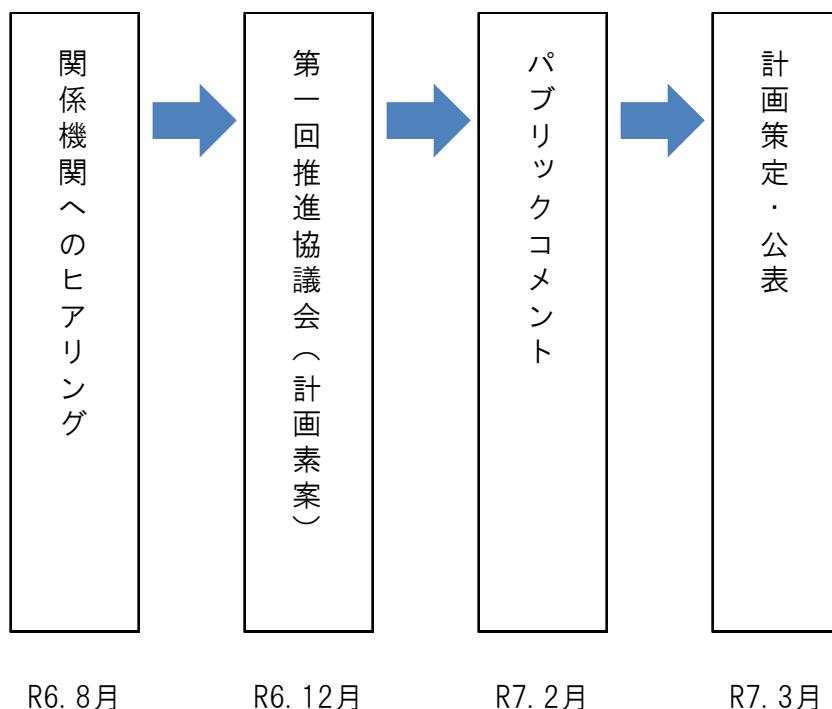
国・司法関係機関、社会福祉関係団体、相談支援機関、更生保護関係団体、教育機関など

(2) 計画の策定過程

協議会では、計画の策定方針や、重点的に取り組む項目等について協議するとともに、取組の推進等についても意見を伺い計画案のとりまとめを行いました。

また、計画の策定過程において、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見や提案等を募集するとともに、その状況を公表してきました。

■計画の策定まで



○策定委員会の様子

■第1回山口市再犯防止推進協議会



第2章

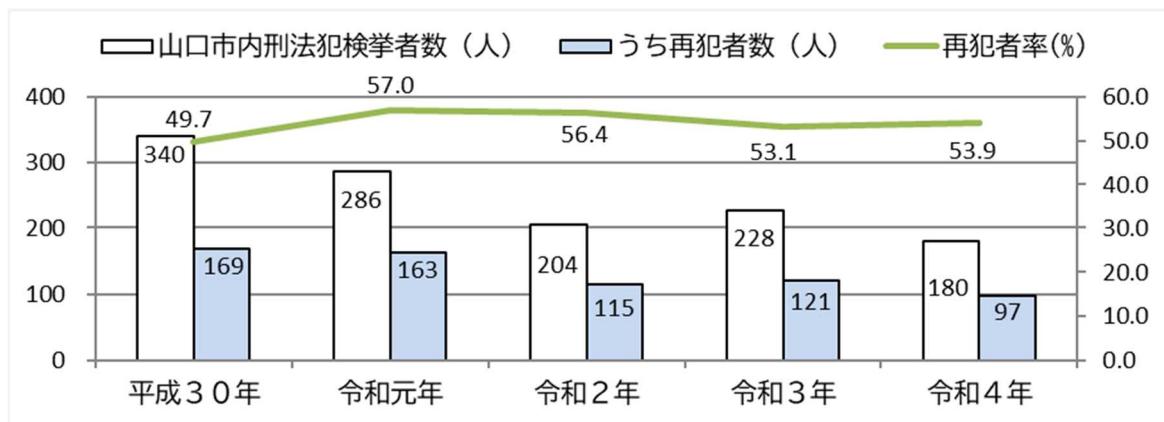
再犯防止をとりまく状況について

1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率等

山口市の刑法犯により検挙された者は減少傾向にあり、令和4年には180人となっています。

一方、令和4年に刑法犯により検挙された再犯者は97人で、減少傾向にあります。初犯者の数が減少しているため、再犯者率は依然として50%を超える数値となっています。

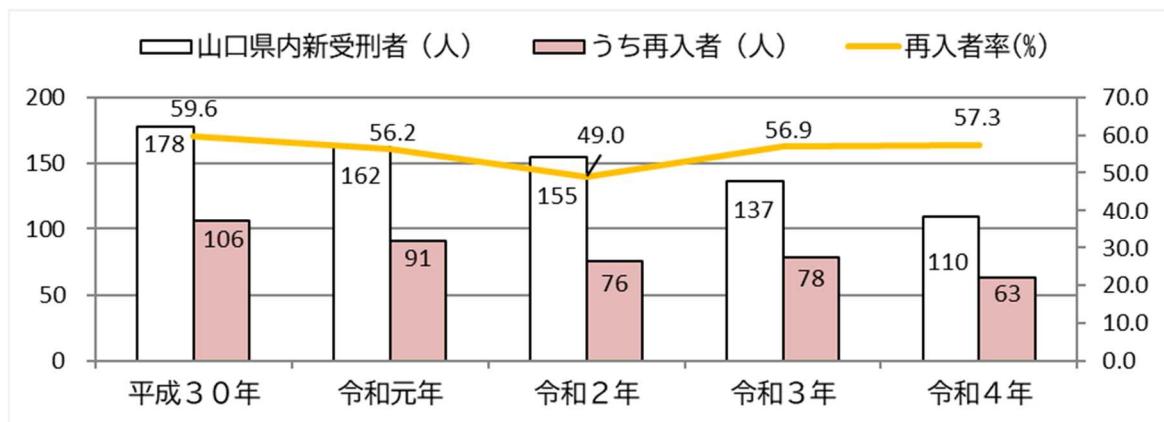
■山口市の再犯者率等の推移（山口・山口南警察署において検挙した刑法犯）



出典：山口警察署

令和4年の山口県の新受刑者110人のうち、63人が再入者で、再入者率は57.3%となっています。

■山口県の新受刑者中の再入者率等の推移（犯行時の居住地が山口県内の受刑者）



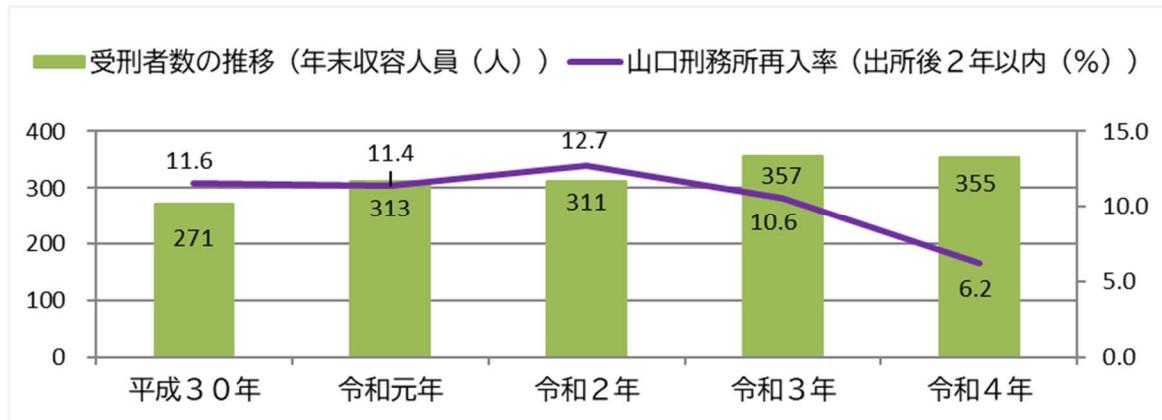
出典：法務省調査

2 山口刑務所の入所の状況

山口刑務所は、収容定員 547 名（未決 97 名、既決 450 名）の男性受刑者を主として収容する刑務所で、総合訓練施設（全国に 7 施設）の 1 つに指定されており、26 歳以上かつ執行刑期が 10 年未満で、犯罪傾向の進んでいない者を収容しています。

令和 4 年末時点の入所者は、355 名で、出所後 2 年以内再入率は 6.2% となっています。

■山口刑務所の受刑者数等の推移



出典：山口刑務所

山口刑務所



第3章

取組の概要

1 基本的な考え方

法第3条に掲げられた「基本理念」及び国の「基本方針」を踏まえ、令和6年3月に策定された「第二次山口県再犯防止推進計画」を基本とした重点項目を設定し、取組の内容については、具体的で実効性のあるものとなるよう努めました。

また、引き続き、既存のネットワークや協議会等と連携を図ることにより、各機関・団体等が再犯防止についての認識を深めることで、再犯防止施策への理解と協力が得られることにつながるものと考えており、「仕事や住居がない」、「高齢や障がい等により地域社会で生活する上で様々な課題を抱え孤立する」など、犯罪をした人等の特性及び地域の実情に応じた相談支援体制の構築に取り組みます。

■法第3条「基本理念」の概要

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である。
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講じる。

■国の「基本方針」の概要

- 1 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携・協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進する。
- 2 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施する。
- 3 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施する。
- 4 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施する。
- 5 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成する。

■第二次山口県再犯防止推進計画における県の取組事項

I 就労・住居の確保

1 就労の確保

- ・生活困窮者に対する相談支援
- ・一般就労が困難な人への就労支援
- ・協力雇用主への支援
- ・矯正施設等における取組への協力

2 住居の確保

- ・住宅セーフティネット制度による民間賃貸住宅への円滑な入居促進
- ・公営住宅での受入れ
- ・生活困窮者に対する相談支援等
- ・一時的な居住の確保

II 保健医療・福祉的支援

1 高齢者又は障がいのある人等への支援

- ・県地域生活定着支援センターの取組の充実
- ・特別調整の対象とならない人への支援
- ・地域における福祉的支援
- ・市町の相談窓口や社会福祉施設等の理解促進
- ・矯正施設等における福祉的支援への協力

2 薬物依存症者等への支援

- ・県薬物乱用対策推進本部を中心とした総合的な取組の推進
- ・様々な依存症者への支援

3 広域・専門的支援

- ・特性に応じた効果的な支援の充実

III 非行の防止と修学支援

- ・学校・地域が一体となった非行防止や修学支援の充実

IV 関係機関・団体等との連携強化

- ・関係機関との連携強化
- ・保護司会等民間協力者との連携強化

V 広報・啓発活動の推進

- ・犯罪や非行の防止と更生に関する県民の理解促進
- ・犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

2 重点項目

犯罪をした人等の立ち直りを支援し、誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向け、次に掲げる6つの取組を重点的に推進します。

○重点項目①「就労支援」

犯罪をした人等は、前科があること等により、求職活動が円滑に進まない場合や、一旦就職しても、適切な職業選択ができていないことなどにより、すぐに離職してしまう場合があるため、関係機関と連携した就労支援に取り組みます。

○重点項目②「居住支援」

前科等による偏見や、保証人がないこと等により、出所後すぐに住居を確保できない場合も多いため、関係機関と連携して住居の確保に努めます。

○重点項目③「生活支援」

相談しやすい地域づくりに努め、生活が困窮している人に対しては、貸付や生活保護等による支援を行います。

また、福祉サービスの利用が必要な人については、関係機関によるサービスの利用調整等を行います。

○重点項目④「学校等と連携した修学支援等」

青少年健全育成についての意識向上を図るとともに、更生保護関係団体と学校等との連携強化を図ります。

また、生活困窮家庭に対する学習支援に取り組むとともに、地域協育ネットや山口市家庭教育支援チームの取組を推進します。

○重点項目⑤「関係機関・団体等とのネットワーク構築」

本計画の推進にあたり、必要に応じて山口圏域生活支援協議会において、本計画の具体的な取組について協議を行います。

また、生活困窮者支援調整会議等の既存会議体を通じて、個別事案に関する情報共有を図るとともに、他の会議体との連携によるネットワークの構築に取り組みます。

○重点項目⑥「広報・啓発」

再犯防止の取組には、市民の理解と協力が不可欠であることから、社会を明るくする運動の推進をはじめとする広報・啓発に取り組みます。

第4章

取組の推進

1 重点項目①「就労支援」

(1) 生活困窮者自立相談支援事業の利用促進

○出所した人の中には、所持金がわずかな生活困窮者が少なくないことから、本市が生活困窮者自立相談支援事業を委託している、山口県労働者福祉協議会が運営する、「パーソナル・サポートセンター やまぐち」の利用を促進し、就労による早期自立を図ります。

パーソナル・サポートセンター やまぐち



(2) 障がい者への就労支援

○「鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール」との連携により、障がいがあることで一般就労に向けた支援が必要な人については、企業見学や実習・訓練等の就労準備を行うとともに、一般就労が困難な人については、福祉サービス利用のために必要な関係機関との調整を行います。

デパールでの相談イメージ



(3) 関係機関との情報共有

- ハローワークと福祉事務所との連携による出張相談等に加え、刑務所出所者等専用求人窓口等の周知を図るとともに、保護司会や保護観察所等の関係機関との情報共有を図ります。

(4) 協力雇用主の増強

- 山口保護観察所と協力し、協力雇用主を取り巻く環境や就労実態について調査し、関係機関と連携して環境整備に努めます。
- シンポジウムや講演会等を通じた商工会議所等への働きかけにより、協力雇用主の増強を図ります。

(5) 公共調達等における優遇制度の検討

- 公共調達等の発注における協力雇用主等に対する優遇制度については、入札参加資格審査等の本来の目的に留意し、他市町の動向を注視しながら検討することとします。

2 重点項目②「居住支援」

(1) 更生保護施設における支援等

- 更生保護施設山口更生保護会（通称・ひまわり寮）において、犯罪をした人等のうち、身寄りの無い人、又は身寄りがあっても引き受けてもらえない人等に対し、山口保護観察所等の関係機関と連携した支援を行います。
- 就労等による地域生活への移行を支援するとともに、高齢や障がい等により自立が困難な人に関しては、福祉事務所等の関係機関と連携し、社会福祉施設等への入所に向けた調整を行います。

ひまわり寮



(2) 一時生活支援事業の活用

- 生活困窮者については、生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援事業を活用した居住支援を行うことにより、一時的な住居の確保を行います。
- 一時生活支援事業利用者については、生活困窮者自立相談支援事業及び就労準備支援事業との一体的な利用を促し、賃貸住宅等へ転居した後も、地域の中で安定した生活ができるように、関係機関と連携した支援を行います。

(3) 住居確保給付金の支給

- 一旦就職しても、離職等により、家賃が払えず住居を失う恐れがある人に対して、求職活動を行うなどの条件を満たす場合、一定期間、住居確保給付金を支給し、家賃に対する支援を行います。

(4) 自立準備ホームにおける支援等

- 自立準備ホーム「なでしこ女子寮」において、帰住先が決まらず行き場の無い女性出所者に対し、山口保護観察所等の関係機関と連携した支援を行います。
- 「なでしこ女子寮」からの自立に関しては、安定した地域生活を送ることができるように、済生会山口地域ケアセンターとの連携により、必要に応じて関係機関等へ情報提供を行います。

なでしこ女子寮での生活



(5) 民間賃貸住宅への入居支援

- 入居保証人等が確保できず、賃貸住宅に入居することが困難な人がいることから、相談があった際には、山口県社会福祉協議会と連携し、入居保証事業等により支援します。
- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅セーフティネット制度について、市ウェブサイト等での周知を行います。

(6) 市営住宅への入居条件緩和等の検討

- 市営住宅の空き状況等について、情報提供に努めるとともに、犯罪をした人等に対する市営住宅への入居条件緩和等について検討します。



3 重点項目③「生活支援」

(1) 生活相談の充実

- 民生委員・児童委員や福祉員、山口市社会福祉協議会等の地域福祉団体等と連携し、見守りや声かけにより、誰もが相談しやすい地域づくりに努めます。
- 出所者等の生活状況に応じて、山口市社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付、フードバンクの利用、生活保護の申請等について検討を行い、再び罪を犯さない環境づくりに取り組みます。
- 更生保護女性会や民間ボランティア団体等と連携し、更生保護施設や、地域生活における出所者等への生活支援に取り組みます。
- 近隣住民とのトラブルや、借金等による悩みを抱えている場合には、各種無料法律相談や、日本司法支援センター（通称：法テラス）を紹介するなどにより、問題の解決に努めます。
- 生活保護受給者に関しては、ケースワーカーによる訪問調査により生活状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携し、日常生活の支援を行います。

(2) 福祉サービスの利用支援

- 福祉サービスの利用を必要としている人については、基幹型地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター等の関係機関によりサービスの利用調整等、必要に応じた支援を行います。
- 出所後すぐに福祉的な支援を必要としている人については、出所前から介護保険制度や障害福祉サービスの利用に向けた訪問調査を行うなど、柔軟に対応します。
- 高齢者又は障がいのある人で、福祉サービス利用の必要性が高いと思われるにも関わらず、利用を求める人や障害者手帳を取得する程度に至らない人等の相談支援体制については、地域における包括的支援体制の構築を見据え、支援のあり方について関係機関等と協議を行います。

(3) 薬物依存者等への支援

- 山口県精神保健福祉センターと情報共有し、依存症患者やその家族に対する支援に取り組みます。
- 薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識するよう、薬物乱用防止指導員や薬物乱用防止推進員と連携し、地域や学校等を通じた児童、生徒、保護者等への啓発に取り組みます。
- 薬物やアルコール等の依存者に対して適切な医療を提供するため、関係機関等と情報共有し、医療機関と連携した支援に取り組みます。

4 重点項目④「学校等と連携した修学支援等」

(1) 非行の未然防止

- 青少年健全育成への意識向上を図るため、社会を明るくする運動との一体的な啓発に取り組みます。
- 青少年健全育成市民会議など社会教育団体や、更生保護女性会、学校等との連携により、あいさつ運動や見守り活動等を推進します。
- 非行のある少年等に関する相談や、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言等を行う相談支援機関として山口少年鑑別所に設置されている「法務少年支援センター山口」の周知を図ります。
- 山口市社会福祉協議会へ委託している地域福祉推進に係る事業のうち「福祉の種まきリーディング事業」については、非行防止の視点を取り入れた取組となるよう努めます。
- 放課後児童クラブやひとり親家庭への支援を充実し、子どもの居場所づくりに取り組みます。
- 地域協育ネットの取組を推進し、「めざす子ども像」の共有化や地域総がかりでの教育支援体制の構築を図ります。

(2) 修学支援の充実

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、非行の防止、いじめや不登校への対応等、相談支援体制の充実を図ります。
- BBS会等のボランティアによる学習支援や、子育て支援施策を活用した生活困窮家庭に対する学習支援の取組を推進します。
- 家庭教育アドバイザーで構成する山口市家庭教育支援チームによる子育て環境の充実に取り組みます。

(3) 非行のある少年等への支援

- 保護観察対象少年の再非行の防止に向け、保護司と学校等との情報共有を図るとともに、相互協力に努めます。
- 非行を繰り返す少年については、児童相談所や少年サポートセンター（警察）等とも連携し、保護者等への相談支援に取り組みます。

(4) 児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）等の防止

- 児童虐待の深刻化を防ぐため、学校、児童相談所等の関係機関と情報共有を図り、早期発見に努めます。
- 学校等を通じ、子育てやDV等に関する相談支援機関や、女性が抱える問題に対する女性専用相談窓口の周知を図ります。

5 重点項目⑤「関係機関・団体等とのネットワーク構築」

(1) 山口圏域生活支援協議会の充実

○山口県済生会が開催する山口圏域生活支援協議会において、犯罪をした人等の個別事案に対する情報共有を図るとともに、本計画に掲げる取組の推進に関する意見交換等を行います。

※「山口圏域生活支援協議会」

山口県済生会を中心に、山口刑務所等の国関係機関、関係団体等により組織され、犯罪をした人等の社会復帰への支援に関するケース検討や情報の共有等を行う協議会。

(2) 生活困窮者支援調整会議の活用

○パーソナル・サポートセンターやまぐちが開催する生活困窮者支援調整会議において、犯罪をした人等に関する協議が行われる場合は、更生保護関係機関・団体等へ情報提供し、連携した支援に取り組みます。

※「生活困窮者支援調整会議」

パーソナル・サポートセンターやまぐちを中心に、山口県社会福祉協議会、山口市社会福祉協議会、ハローワークなど関係機関により組織され、生活困窮者への支援プランに関するケース検討や情報の共有等を行う会議。

(3) 既存の会議体等とのネットワーク構築

○再犯防止の視点から、更生保護団体と、行政機関や教育機関、福祉・医療機関等が持つ既存の会議体等とのネットワークの構築を図ります。

○令和5年度に全日常生活圏域10か所に設置したふくまる相談室において、関係機関と連携し、犯罪をした人等の支援に取り組みます。

(4) 保護司の確保への支援

○将来にわたり、適正な保護司数を維持できるよう保護司会と連携した人材の発掘に取り組むとともに、人材の育成について保護司会の取組を支援します。

6 重点項目⑥「広報・啓発」

(1) 社会を明るくする運動の推進

- 関係機関や団体、地域住民相互が連帯を強め、地域の犯罪や非行を抑止する力を取り戻すためには、より地域に根ざした、誰もが幅広く参加できる「地域との連帯」、「協働した活動の推進」に取り組み、犯罪や非行のない地域社会をつくるための効果的な活動を活発に展開するとともに、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えていくため、7月を強調月間とする社会を明るくする運動を推進していきます。
- 更生保護団体等の活動を支援し、地域住民による更生保護活動への参画意識を高めるため、募金を呼びかけるとともに、啓発チラシを全戸に配布します。啓発チラシについては、関係機関や団体等の意見を参考に、市民にわかりやすい内容となるように努めます。

■第73回社会を明るくする運動（山口市中心商店街）

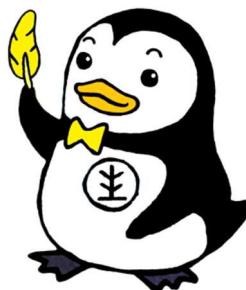


(2) シンポジウム、講演会等の開催

- 犯罪をした人等に対する偏見等が、再び罪を犯してしまう原因の1つと考えられることから、関係機関・団体等の専門家によるシンポジウムや講演会等を開催し、更生保護に対する市民意識の向上を図ります。
- 学校等においては、いじめや非行の防止を図るために、児童、生徒、保護者、教員等に対し、更生保護に関する講演会等の開催を企画します。

(3) 市報、市ウェブサイト等による広報

○これまで市報や市ウェブサイト等により、社会を明るくする運動や、7月の再犯防止啓発月間等の更生保護に関する情報発信を行ってきましたが、更なる充実を図るため、市ウェブサイトにおいて、関係機関や団体、制度等に関する情報を掲載するほか、ポスター等による広報・啓発に取り組みます。



更生保護イメージキャラクター

更生ペンギンの「ホゴちゃん」

(4) 矯正展等への協力

○矯正行政及び被収容者の社会復帰に対する理解と協力を得るため、毎年矯正展が開催されています。本市には山口刑務所があり、矯正施設所在自治体として、山口刑務所が主催する矯正展の広報を行います。

○受刑者の就労意欲の向上等につなげるため、関係機関や一般企業等に対し、刑務所への作業依頼や、製品等に関する情報提供を行います。

(5) 広域的な活動の検討

○県内他市町においても再犯防止に対する取組が行われており、本市同様、今年度再犯防推進計画を策定する市町があることから、他の市町の取組を研究するとともに、研修、講演会等の合同開催や、関係団体等との情報交換・交流について働きかけを行います。

第5章

成果指標

1 刑法犯検挙者中の再犯者数を20%以上減少させる

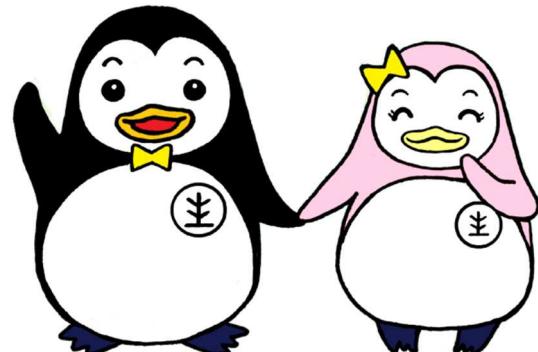
再犯の防止に関する施策を進める上で成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

刑法犯検挙者中の再犯者数を20%以上減少させる

基準値：92人（令和5年）



目標値：73人（令和11年）



「ホゴちゃん」と「サラちゃん」

資料編

山口市再犯防止推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 再犯防止推進法の規定に基づき策定した山口市再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）の進行管理及びネットワークの構築等を目的として、山口市再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会が所掌する事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 推進計画の策定及び取組の評価・検証に関する事項
- (2) 関係機関、団体等とのネットワークの構築に関する事項
- (3) その他、推進計画に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員により組織する。

- 2 委員は、別表の再犯防止に係る国関係団体及び関連団体から推薦された者により構成する。
- 3 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会長)

第4条 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

- 2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 会議の議長は会長をもって充てる。
- 3 協議会は、必要に応じて、委員以外の者の意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会の部会長及び副部会長は、部会員のうちから会長が指名するものとする。
- 4 その他部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第7条 協議会及び部会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

(別表) 推進委員

区分	機関・団体名
国関係機関	山口地方検察庁
	山口刑務所
	山口少年鑑別所
	山口保護観察所
	山口公共職業安定所
司法関係団体	山口県弁護士会
社会福祉関係団体	山口市社会福祉協議会
	山口市民生委員児童委員協議会
相談支援機関	障害者就業・生活支援センター
	生活困窮者自立相談支援事業所
	基幹型地域包括支援センター
	障がい者基幹相談支援センター
更生保護関係団体	更生保護法人山口更生保護会
	山口保護区保護司会
	山口地区更生保護女性会
	山口県就労支援事業者機構
その他協力団体	山口人権擁護委員協議会
	山口市青少年健全育成市民会議
	山口商工会議所
	山口圏域生活支援協議会
教育機関	山口市教育委員会

用語解説

い ○一時生活支援事業 [初出12ページ]

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、住居を持たない人等、不安定な住居形態にある人に一定期間宿泊場所や衣食を提供する事業。

か ○家庭教育アドバイザー [初出15ページ]

山口県教育庁が主催する「家庭教育アドバイザー養成講座」を修了した家庭教育支援チームの一員。山口市では、子育て支援活動者や元教員、主任児童委員など、知識・経験ともに豊富な方で構成。

○家庭教育支援チーム [初出9ページ]

子育てや家庭教育に関する相談や子育てのスキルアップ・親子参加型の講座の企画、学校や地域で教育委員会や福祉関係機関と連携しながら子育てや家庭教育をサポートする、概ね就学前から中学卒業までの子どもがいる保護者を対象とした家庭教育支援団体。

き ○基幹型地域包括支援センター [初出14ページ]

高齢者等の介護・保健・医療・福祉に関する相談窓口となる地域包括支援センターの公正・中立な運用に向けた指導や困難事例に対する支援を行う統括的な役割を行う機関。本市では、健康福祉部高齢福祉課内に設置。

○協力雇用主 [初出8ページ]

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出身者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

○居住支援法人 [初出13ページ]

住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援等を行う、社会福祉法人やNPO法人等の民間団体。契約手続きの立会い等の入居前の支援や電話相談、緊急時の対応等の入居後の支援を行う。

こ ○更生保護 [初出 3 ページ]

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。

○更生保護施設 [初出 12 ページ]

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置するもの。

○更生保護女性会　〔初出 14 ページ〕

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

し ○社会を明るくする運動　〔初出 9 ページ〕

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

○住居確保給付金　〔初出 12 ページ〕

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、離職等により経済的に困窮し、住居を失った人又はその恐れがある人に対する給付金。

○住宅確保要配慮者　〔初出 13 ページ〕

低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、犯罪をした人等、住宅の確保に特に配慮を要する者。

○住宅セーフティネット制度　〔初出 8 ページ〕

住宅確保要配慮者に対する支援制度。賃貸住宅の登録制度、登録住宅への経済的支援、住宅確保要配慮者への居住支援の3つの大きな柱から成り立っている。

○就労準備支援事業　〔初出 12 ページ〕

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、生活リズムが崩れている、勤労意欲が低下している等、様々な理由で就労の準備が整っていない人に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成の支援を行う事業。

○障がい者基幹相談支援センター　〔初出 14 ページ〕

障がいのある人やそのご家族等の相談窓口として、地域の関係機関と連携し、必要な支援などの情報提供や助言などを行う、相談支援の中核的な役割を担う機関。本市では、健康福祉部障がい福祉課内に設置。

○障害者就業・生活支援センター　〔初出 10 ページ〕

障がいをお持ちの方が地域の中で安心して職業生活を送れるように関係機関と協力して、雇用の促進及び就業の安定を図るために、就業及び社会生活上の支援を総合的に行う。

○少年サポートセンター　〔初出 15 ページ〕

各都道府県警察に設置され、ボランティアや教職員と合同で、街頭補導や非行少年の立ち直り支援等に取り組む機関。

○自立準備ホーム [初出 13 ページ]

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が設置するもの。

○自立相談支援事業 [初出 10 ページ]

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口で、生活困窮者が抱えている課題を適切に評価・分析し、支援を行う。また、関係機関との連絡調整も行う。

す ○スクールカウンセラー [初出 15 ページ]

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。

○スクールソーシャルワーカー [初出 15 ページ]

社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家。

せ ○生活困窮者自立支援制度 [初出 12 ページ]

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度。

○生活福祉資金 [初出 14 ページ]

低所得者や高齢者、障がいのある人等の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした、都道府県社会福祉協議会が実施する貸付制度。市町村社会福祉協議会が相談等の窓口となる。

ち ○地域協育ネット [初出 9 ページ]

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する仕組み。

○地域共生社会 [初出 1 ページ]

地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障がいの有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域社会。

ひ ○BBS会 [初出 15 ページ]

非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体。

ふ ○福祉員 [初出 14 ページ]

地域住民から選出され、山口市社会福祉協議会から委嘱を受けて福祉活動を行う福祉活動の推進者。

○福祉の種まきリーディング事業 [初出 15 ページ]

地区社会福祉協議会やボランティア活動団体が協力して、地域住民が気軽に地域福祉活動に参加できる活動を企画し、地域に地域福祉活動の芽を育てることを目的にした事業。

○ふくまる相談室 [初出 16 ページ]

やまぐち「まちの福祉相談室」（通称：ふくまる相談室）は、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの困りごとに対応する相談窓口。専門の相談員が様々な関係機関と連携し、解決に向けた伴走支援を行う。

ほ ○法務少年支援センター [初出 15 ページ]

少年鑑別所が、少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用して、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称。

○保護司 [初出 16 ページ]

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

み ○民生委員・児童委員 [初出 14 ページ]

地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努めるボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。

や ○薬物乱用防止指導員 [初出 14 ページ]

児童、生徒、学生を対象に薬物乱用防止の啓発活動を行う学校薬剤師で、山口県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する。

○薬物乱用防止推進員 [初出 14 ページ]

地域において薬物乱用防止の啓発活動を行うボランティアで、山口県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する。

発行：令和7年（2025年）3月

編集：山口市健康福祉部地域福祉課

〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号

TEL 083-934-2790 FAX 083-934-5087

<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/>